

第3部 基本計画

- | | | |
|-----|-------|--------------------|
| 第1章 | 基本目標1 | 元気な郷土へのまちづくり |
| 第2章 | 基本目標2 | 安全・安心で快適なまちづくり |
| 第3章 | 基本目標3 | 産業振興により活力あるまちづくり |
| 第4章 | 基本目標4 | 人にやさしいまちづくり |
| 第5章 | 基本目標5 | 豊かなところとからだを育むまちづくり |
| 第6章 | 基本目標6 | 協働による持続可能なまちづくり |

第 1 章

基本目標 1 元気な郷土へのまちづくり

施策 1. 土地の活用

基本的な方向性

土地の利用目的を定め、まちの骨格となる道路網を構築することは、まちづくりを計画的に進めるうえで根幹となるものです。近年、農業従事者の高齢化や減少等による中山間地域における耕作放棄地の増加がある一方、太陽光発電施設用地や宅地等への農地転用が進んでいます。著しい人口減少時代に突入するなか、環境や景観を無視した転用等の抑制を行い、産業の基盤でもある農地の保全を図り、地域の実情に配慮しながら計画的な土地の活用を推進します。

また、地域の環境保全、台風や集中豪雨時等の災害に備え、いざという時に市民が安全を確保できるよう森林や河川・水路の整備を進めます。

空港・鉄道がない本市にとって生活に欠かせない道路については、市民生活の向上や産業の振興に結び付くよう市民の要望を把握しながら、公共と個人の視点を配慮しつつ、計画的な整備を実施します。

施策の体系

1. 土地の活用

- (1) 農地
- (2) 森林
- (3) 河川・水路等
- (4) 道路
- (5) 宅地

施策 2. 道路の整備

基本的な方向性

都市部からの時間距離がもっとも長いと言われる本市にとって道路は最も重要な社会基盤の一つであり、産業振興や地域の活性化、快適で安心な市民生活、更には災害時に市民の生命を守る道として、整備・改良の促進は重要な課題です。

本市唯一の国道である国道 321 号については、二次改良の促進や、南海トラフ地震による津波等に備えた高台ルートへの移設、緊急輸送道路としての早期啓開ルートの整備等の要望を行うとともに、四国横断自動車道 8 の字ネットワークの早期完成についても関係自治体とともに要望を行います。

また、県道 9 路線についても、産業振興や市民生活の維持・向上に欠くことのできない道として、その整備を関係機関に要望するとともに、生活道路として重要な役割を担う市道についても、その維持補修に努め、便利で安全な道路網の整備を図ります。

施策の体系

2. 道路の整備

- (1) 国道
- (2) 県道
- (3) 市道
- (4) 高速道

施策3. まちの整備

基本的な方向性

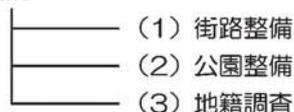
本市は、機能的で住みよいまちづくりを目指し、土地区画整理事業や街路、公園に関して計画的に整備を進めてきました。平成3年に着手した第三次土地区画整理事業（三次都計）については、平成29年度の完成に向けて整備を加速させるとともに、総合公園についても早期完成を目指します。

引き続き、公園整備事業などと整合性を図りながら、本市の規模に応じた街路整備事業に取り組みます。

また、計画的な土地の利活用やまちづくりを行うため、地籍調査を着実に進めます。

施策の体系

3. まちの整備



施策4. 公共交通・情報通信基盤

基本的な方向性

高齢化が進み、移動が困難な人たちが増加している本市にとって、公共交通機関の維持は今後も継続して注力すべき施策の一つです。

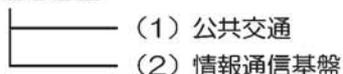
公共交通手段である路線バスについては、地域ごとの利用者ニーズを把握し、現在利用が少ない路線の利用促進を行い、運行の維持に努めます。平成26年度から実施しているデマンド交通、公共交通空白地有償運送については、より多くの方が利用していただけるよう広く市民への周知に努めるとともに、市民ニーズに即した運行形態に努め、効率的な公共交通の運営を推進します。

路線バスに加えて、広域的な移動手段の一つである鉄道やフェリーについても周辺市町村との連携により利用促進を図ります。

また、「いつでも・どこでも・誰でも」ICT（情報通信技術）を利用して、いろいろな人たちと交流できるほか、生活の利便性が向上するよう、情報通信基盤の整備を推進します。一部の地域では、光ファイバー回線が接続されていないなど地域間格差があるので、地域の実状を調査しながら整備を進めます。

施策の体系

4. 公共交通・情報通信基盤



第2章

基本目標2 安全・安心で快適なまちづくり

施策1. 地域防災・消防救急体制

基本的な方向性

本市は、平成13年に高知県西南豪雨災害により甚大な被害を受けるなど過去に幾度となく台風襲来や豪雨による風水害の被害を受けてきました。また、これまでに繰り返し地震・津波による被害も受けており、近い将来起こるとされる南海トラフ地震の可能性も徐々に高まってきています。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害もたらされました。この災害を教訓として、高知県において見直しされた南海トラフ地震による最大クラスの地震・津波の被害想定に対して、本市では「一人の犠牲者も出さない」ことを念頭に早急な地震・津波対策を進めるとともに、土佐清水市地域防災計画に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための防災・減災対策に努め、「自助」「共助」「公助」が互いに連携し合う災害に強い地域社会の実現を目指します。

一方、消防救急体制については、火災などを未然に防止する予防活動を積極的に推進するとともに、高齢社会の急速な進展に伴う救急業務の急増に対応するため、救急体制の整備・高度化を図ります。

また、大規模災害等への初動体制を確立し、消防防災体制の充実強化を推進することにより、市民生活を守ります。

施策の体系

1. 地域防災・消防救急体制

- (1) 危機管理体制の整備・充実
- (2) 南海トラフ地震対策の推進
- (3) 防災意識の普及啓発
- (4) 消防・救急体制の強化

○消防力の状況

区分	人員 (人)	水槽付消防ポンプ自動車 (台)	消防自動車 (台)	小型動力ポンプ (台)	小型動力ポンプ積載車 (台)	指広令報車 (台)	救急車 (台)	消防無線			
								基地	移動	携帯	
										デジタル	アナログ
消防署	35	2	1	1	—	1	3	1	12	9	37
消防団	420	—	5	1	29	1	—	—	35	—	62

資料：土佐清水市消防本部

施策2. 交通安全・防犯対策

基本的な方向性

交通事故の発生件数は、近年減少傾向にあります。高年齢率が40%を超える本市では高齢者の交通事故の割合は高くなっています。全国に先駆けた高齢者運転免許証返納制度の実施など、これまでも高齢者の交通安全対策は推進してきましたが、今後も高齢者の交通事故の増加が想定されることから、制度の利用促進や高齢者交通安全教室等の開催など、啓発活動を継続的に実施するとともに、危険箇所の解消及び交通安全施設の改良・整備にも努めます。

情報通信ネットワークの発達に伴い、インターネットが市民に身近なものとなる一方で、サイバー犯罪やインターネット上でのトラブル等に関する相談件数は増加傾向にあり、犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にあります。地域安全協会、警察署等関係機関と連携し、防犯意識の高揚を図り、市民が安心して生活できるまちづくりを推進します。

施策の体系

2. 交通安全・防犯対策

- (1) 交通安全施設の整備
- (2) 交通安全意識の向上
- (3) 高齢者交通安全対策
- (4) 防犯対策の強化

○交通事故発生件数、死者・負傷者数推移

() 内は高齢者の数

年次	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
発生件数(件)	54 (24)	62 (22)	62 (27)	39 (18)	57 (30)	34 (20)	27 (10)	35 (23)	31 (14)	22 (12)
死者(人)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	1 (1)	2 (2)
負傷者(人)	66 (19)	68 (18)	70 (21)	40 (13)	64 (27)	39 (17)	30 (9)	36 (18)	34 (9)	22 (11)

資料：高知県交通白書（H26）



施策3. 安全な水の供給

基本的な方向性

市民が快適な生活を送るために、安全で良質な水の供給は重要施策の一つです。安定的な水の供給ができるよう、計画的な水源の確保等の水源対策に加え、老朽化が進む施設の整備や各取水施設・浄水施設の効率的な管理運営を図ります。

また、各機関との連携を通じて、森林等の水源かん養を推進し、本市の自然環境の保全、災害防止に努めます。

水道事業における経営については、今後、一層厳しくなることが想定されることから、生産性・収益性・効率性等を重視した事業経営に努めます。

施策の体系

3. 安全な水の供給

- (1) 水源対策
- (2) 施設整備
- (3) 事業の効率化

○上水道の状況推移

年度	項目 区域内人口 A (人)	給水人口 B (人)	普及率 B/A (%)	年間総配水量 C (m^3)	年間有収水量 D (m^3)	有収率 D/C (%)	一日平均 配水量 (m^3)
H17	5,450	5,442	99.8	1,206,804	851,676	70.6	2,333
H18	5,409	5,403	99.8	1,057,907	827,600	78.2	2,267
H19	9,086	9,080	99.9	1,761,645	1,317,775	74.8	3,600
H20	8,913	8,872	99.5	1,703,358	1,277,507	75.0	3,500
H21	8,765	8,725	99.5	1,752,606	1,256,953	71.7	3,444
H22	8,639	8,627	99.8	1,729,943	1,236,166	71.5	3,387
H23	8,675	8,466	99.9	1,562,680	1,189,697	76.1	3,251
H24	8,457	8,448	99.9	1,582,899	1,151,529	72.7	3,155
H25	8,262	8,253	99.9	1,538,511	1,146,525	74.5	3,141
H26	8,052	8,043	99.9	1,534,538	1,119,129	72.9	3,066

資料：土佐清水市水道課

○簡易水道等の状況推移

年度	項目 区域内人口 A (人)	給水人口 B (人)	普及率 B/A (%)	年間総配水量 C (m^3)	年間有収水量 D (m^3)	有収率 D/C (%)	一日平均 配水量 (m^3)
H17	11,804	11,690	99.0	2,009,694	1,546,925	77.0	4,238
H18	11,760	11,736	99.8	1,998,278	1,533,932	76.8	4,203
H19	7,731	7,575	98.0	1,274,207	998,894	78.4	2,729
H20	7,702	7,546	98.0	1,279,275	942,233	73.7	2,581
H21	7,484	7,376	98.6	1,319,947	934,728	70.8	2,561
H22	7,646	7,191	94.0	1,253,135	924,688	73.8	2,533
H23	7,095	7,047	99.3	1,209,387	892,744	73.8	2,439
H24	6,908	6,857	99.3	1,131,211	864,992	76.5	2,370
H25	6,701	6,652	99.3	1,148,065	852,799	74.3	2,336
H26	6,520	6,472	99.3	1,173,702	831,136	70.8	2,277

資料：土佐清水市水道課

施策 4. 環境衛生・自然環境保護

基本的な方向性

市民が安全・安心で快適な生活を送るためには、環境衛生に加え、自然環境保護という視点が重要です。人々のライフスタイルが多様化するなかで、ゴミ、し尿、生活排水など廃棄物は増加しており、本市でもゴミ処理や不法投棄等の問題が発生しています。本市の美しい自然環境を維持するためには、各家庭でのゴミの分別の徹底とともに、リサイクル意識の向上・醸成を行い、ゴミの排出量の減少を目指します。また、地域・関係機関との連携を通じて、不法投棄防止のルールの周知徹底や適時パトロールの実施など、不法投棄・公害の防止に努めます。

各家庭での省エネルギーの推進や生活習慣の改善に対する啓発活動を行い、温暖化防止対策の推進につなげるとともに、再生可能エネルギーの導入促進等の活動を通じて本市の自然環境保護を推進します。

施策の体系

4. 環境衛生・自然環境保護

- (1) ゴミ処理対策
- (2) し尿処理対策
- (3) リサイクルの推進
- (4) 不法投棄・公害の防止
- (5) 温暖化防止対策の推進
- (6) 自然環境の保護

○ゴミ処理状況の推移

各年度10月1日現在

年度	人 口 (人)				収 集 量 (t)	
	総人口	収集人口	未収集人口	収集率 (%)	年間総量	1日平均量
H22	16,514	16,393	121	99	4,861	13.5
H23	16,218	16,100	118	99	4,786	13.3
H24	15,973	15,858	115	99	4,929	13.7
H25	15,627	15,511	116	99	4,410	12.2
H26	15,218	15,108	110	99	4,371	12.1

資料：土佐清水市環境課

○し尿処理状況の推移

各年度10月1日現在

年度	総人口 (人)	非水洗化人口 (人)		水洗化人口 (人) (浄化槽)	水洗化率 (%)	し尿収集量 (t)
		収集人口	未収集人口			
H22	16,514	4,714	26	11,774	71.3	11,025
H23	16,218	4,253	25	11,940	73.6	10,955
H24	15,973	3,576	24	12,373	77.5	11,259
H25	15,627	3,001	24	12,602	80.6	11,515
H26	15,218	4,513	22	10,683	70.2	11,460

資料：土佐清水市環境課

第3章

基本目標3 産業振興により活力あるまちづくり

施策1. 農業振興

基本的な方向性

本市の重要な産業である農業は、水稲栽培が中心であり、近年は年間を通じて収入が得られるよう、施設園芸での促成栽培や水田フル活用による水稲栽培と露地野菜との複合経営を進めていますが、零細な経営規模の農家がほとんどであり、耕作面積は3ha未滿となっています。

また、米の消費減少や農産物などの価格の低迷、就業者の高齢化・後継者不足、中山間地域における耕作放棄地の増大など、その経営環境は厳しい状況にあります。

今後は、集落営農の組織化・育成を推進し、農業生産活動による農地維持も図りながら、低コスト、低労力化を進めるとともに、味や安全性にこだわった作物や栽培方法を取り入れ、高付加価値づくりを推進し経営の安定化を図る必要があります。

また、市内での地産地消のシステムづくりや独自の流通ルートの開拓など、流通形態の多様化を進めるとともに、(株)土佐清水元気プロジェクトと連携した加工品での販路も確保しながら、新規就農者への支援体制の充実などを図り、持続可能な農業経営、農家の所得向上に努めます。

施策の体系

1. 農業振興

- (1) 生産基盤の強化
- (2) 農業生産の振興
- (3) 農業経営の支援
- (4) 地産地消・外商の強化
- (5) ブランド化・特産品目の開発
- (6) 担い手の確保・育成

○経営規模別農家数の推移

(単位：戸・%)

年次	規模別	0.3ha 未滿	0.3ha ～ 0.5ha	0.5ha ～ 1.0ha	1.0ha ～ 1.5ha	1.5ha ～ 2.0ha	2.0ha ～ 3.0ha	3.0ha ～ 5.0ha	5.0ha ～ 以上	計
S55	農家数	755	316	379	121	37	19	4	5	1,636
S60	農家数	586	246	311	117	41	28	6	—	1,335
H 2	農家数	359	193	293	98	38	24	4	—	1,009
H 7	農家数	240	156	242	81	38	30	7	—	794
H12	農家数	11	132	181	66	33	30	8	1	462
H17	農家数	14	85	136	44	26	18	17	2	342
	構成比	44.9	14.3	22.8	7.4	4.4	3	2.9	0.3	100.0
H22	農家数	15	59	107	44	19	15	17	11	287
	構成比	5.2	20.6	37.3	15.3	6.6	5.2	5.9	3.8	100.0
H27	農家数	14	34	79	32	13	20	10	9	211
	構成比	6.6	16.1	37.4	15.2	6.2	9.5	4.7	4.3	100.0

資料：農林業センサス

施策2. 林業振興

基本的な方向性

森林は木材及び林産物の供給のみならず、国土保全、水源かん養及び自然・生活環境の保全等多面的な機能の発揮を通じ、市民生活に深く結びつき、重要な役割を担っています。

森林及び林業を取り巻く環境は、木材価格の長期低迷等による採算性の悪化及び高齢化、過疎化、森林所有者の不在村化等により林業生産活動が停滞しています。

また、これらに伴う森林の適正な管理が困難となることで、森林の持つ多面的機能の低下が懸念されています。

その対策として、森林資源の効率的な循環及び利用を推進し、適切に森林を管理するため森林組合、林業事業体及び小規模林業実践者等と連携して新たな担い手を確保するとともに、林業生産活動の活性化及び生産コストの低減化に向け、引き続き林内路網の整備及び高性能林業機械の導入・更新、施業の協業化・集約化に努める必要があります。

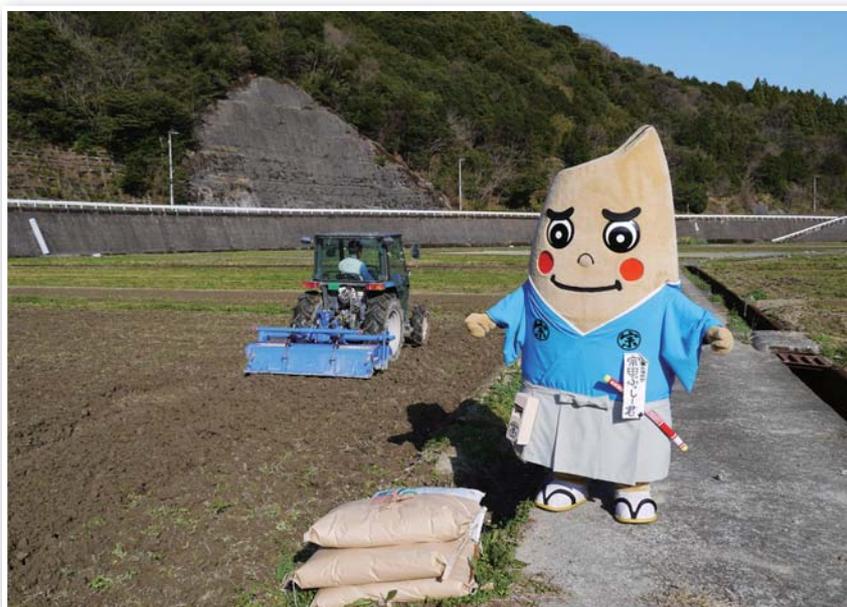
また、第3期高知県産業振興計画に基づく森林資源の活用促進について、県及び近隣市町村と連携した取組を行い、一層の木材利用を推進します。

更に、公益性を有する森林の多面的機能を維持し、増進するために不要な乱開発を防止するとともに学校等の森林学習及び企業等による森づくり活動等の環境学習に努め、官民一体となった森林保護活動に積極的に取り組みます。

施策の体系

2. 林業振興

- (1) 生産基盤の強化
- (2) 森林育成の強化
- (3) 林業経営の支援
- (4) 特用林産物生産の推進
- (5) 鳥獣対策の強化
- (6) 担い手の確保・育成



施策3. 水産振興

基本的な方向性

本市は、黒潮の本流が日本で最初に接岸する場所であり、古くから海の幸の宝庫として水産業が経済発展に大きく貢献してきました。

しかし、近年は輸入水産物の増加等による魚価の低迷、また、黒潮の蛇行など海域の変動による不漁、漁業者の高齢化や若者の漁業離れによる後継者不足などにより、主要な魚種の漁獲量が低迷し、漁業経営は依然として厳しい状況にあります。更に操業に必要な漁業資材などの高騰も経営を圧迫する大きな要因となっています。

ここ数年の漁業生産量は、約9千トン前後で推移しており、10年前に比べ3~4割減少しています。また、平成25年の漁業経営体は平成15年に比べ114経営体が減少し、394経営体となっています。

漁業を取り巻く厳しい環境のなかで、本市の水産業の安定と活性化を図り、「さかなのまち土佐清水」を全国に発信していくため、生産基盤である漁港や陸上施設の維持管理・更新を基本とする機能強化、海域特性に応じた放流用種苗の確保・育成による栽培漁業の推進と漁場の整備、水産加工業の振興のための基盤整備と市内外への流通・販売体制の強化、新規漁業就業者支援をはじめとする次世代の担い手確保などの対策が不可欠です。

生産から加工・製造、販売まで多くの市民が携わり、経済循環となっている本市において、水産業の振興は重要施策の一つであり、今後も持続性のある基幹産業として発展させるため、漁業者や漁業協同組合などの関係機関との連携により水産業の活性化に取り組みます。

施策の体系

3. 水産振興

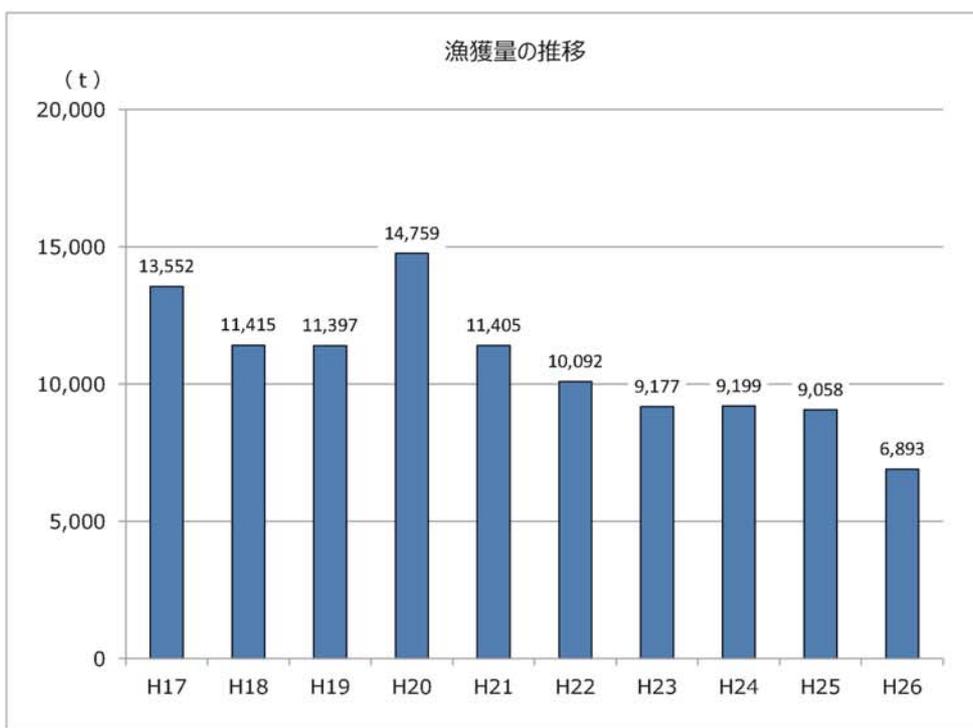
- (1) 生産基盤の強化
- (2) 水産資源の管理・育成
- (3) 水産加工業の振興
- (4) 地産地消・外商の強化
- (5) 担い手の確保・育成



○年度別漁獲高の推移

年度	漁獲量 (t)	対前年比 (%)	漁獲高 (千円)	対前年比 (%)
H17	13,552	133.7	2,551,705	112.6
H18	11,415	84.2	2,474,342	97.0
H19	11,397	99.8	2,738,104	110.7
H20	14,759	129.5	2,727,125	99.6
H21	11,405	77.3	2,387,362	87.5
H22	10,092	88.5	2,958,739	123.9
H23	9,177	90.9	3,247,253	109.8
H24	9,199	100.2	3,205,320	98.7
H25	9,058	98.5	3,778,020	117.9
H26	6,893	76.1	3,804,378	100.7

資料：土佐清水市農林水産課



施策4. 観光振興

基本的な方向性

本市は、海岸線のほとんどが足摺宇和海国立公園に指定されており、足摺岬、竜串を中心とした雄大な自然景観、豊かな自然環境を有し、すぐれた観光地として観光業を基幹産業として発展してきました。本市への観光客の入り込み数は平成5年の104万人をピークに、近年は70万人前後で推移しています。

一方、近年のアジア圏における経済成長や、これを背景とした旅行市場の急速な拡大を背景に、外国人観光客宿泊者数については、集計を開始した平成24年の947人に対し、平成26年には3,008人と急増しており、今後も増加が見込まれる状況です。

観光ニーズの多様化が叫ばれるなか、本市でも体験型・滞在型観光への取組や観光と他産業との連携など、足摺宇和海国立公園の中心観光地である本市にとって、観光業は今後も一層の発展が期待される基幹産業であり、また、その潜在力は充分あります。

引き続き外国人観光客の受入体制整備を進め、インバウンド観光の強化、情報の発信拡大、体験型・滞在型観光の推進とそのメニュー化、幡多広域観光協議会を中核とした広域観光の強化などにより一層取り組み、その定着を図るとともに、新たな観光スポットの充実、観光関連施設の活用、観光のユニバーサルデザインの推進を図り、交流人口を拡大させる施策を進めます。

施策の体系

4. 観光振興

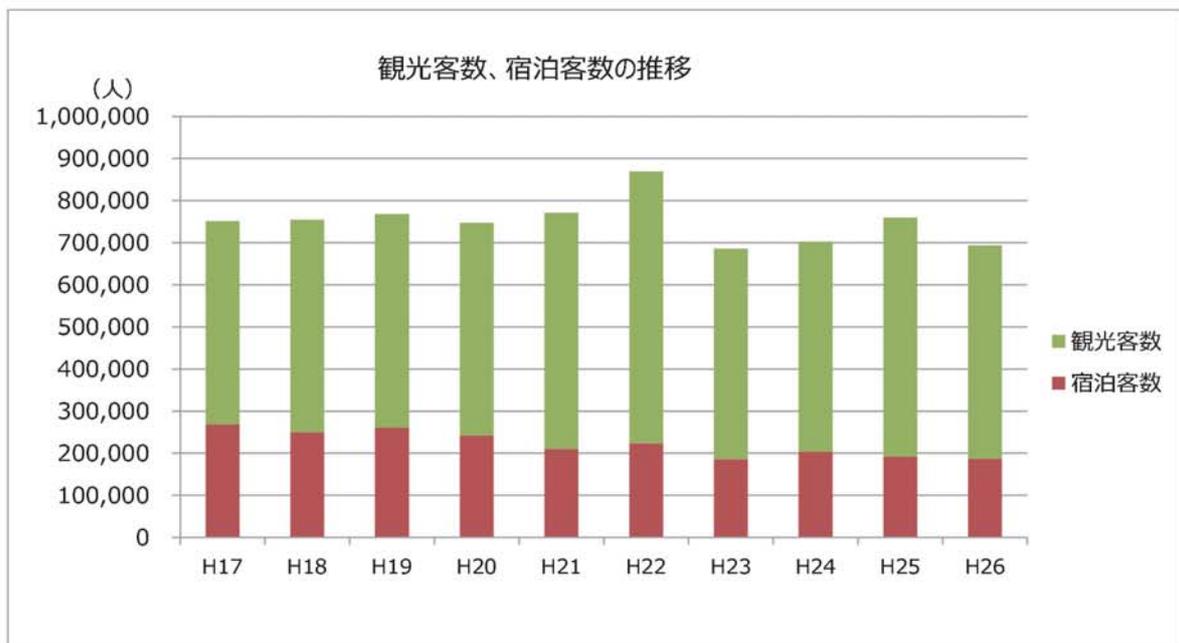
- (1) 体験型・滞在型観光の推進
- (2) インバウンド観光の強化
- (3) 広域観光の強化
- (4) 観光施設等の改修整備
- (5) 情報発信の強化



○観光客数及び宿泊客数の推移 (単位：人)

区分 年次	観光入込数	
	観光客数	宿泊客数 (内外国人)
H17	751,568	268,840
H18	754,732	249,876
H19	768,167	261,008
H20	747,438	242,199
H21	771,459	209,712
H22	869,793	223,482
H23	685,872	185,280
H24	702,438	203,670 (947)
H25	759,685	191,744 (2,293)
H26	693,545	186,555 (3,008)

資料：土佐清水市観光商工課



施策5. 商工振興

基本的な方向性

本市の商業は中小企業や個人商店がメインであり、景気低迷や人口流出による人材不足、大型商業施設への消費者の移行など、地域内の商業は苦戦を強いられています。本市では、商店街活性化のため、「えぶりでいキッチン」など「中心商店街にぎわいづくり施設」を通じた施策を実施してきましたが、ある一定の効果はあるものの未だ厳しい経営状況が続いています。また、人口減少や若者の流出によって、後継者不足や人材不足等の課題により、企業や商店の存続が脅かされています。

そのため、今後本市の活力あるまちづくりのためには、中心市街地全体で一体的に取り組む商店街の活性化と後継者となる担い手の確保が必要です。

本市の食材を使用した飲食店が神戸市にオープンしたのを受け、本市の特徴ある食材を県外へ流通させています。これを契機に京阪神での本市食材等のPRに努め、本市の優位性のある農産物、水産物等の販路拡大を図ることにより、外商を強化します。

個人事業主の起業支援や経営基盤の脆弱な小規模企業向けの資金運用のアドバイス等を行い、雇用創出を図るとともに、今後も経営基盤の強化策として、経営手法のアドバイスやハローワーク、商工会議所との連携による就職支援など、商店や団体の個別の課題に応じた支援策を実施し、商業振興を目指します。

また、第三セクターの再編により設立された持株会社「土佐清水ホールディングス(株)」の新たな取組により、雇用創出を図ります。

施策の体系

5. 商工振興

- (1) 経営基盤の強化
- (2) 商店街の活性化と担い手確保
- (3) 流通・外商戦略の強化
- (4) 起業支援対策
- (5) 雇用の確保・推進対策



第4章

基本目標4 人にやさしいまちづくり

施策1. 社会保障の充実

基本的な方向性

市民が安心して毎日を過ごせるようにするには、健常者、障がい者、ひとり親家庭など、生活環境、健康状態、経済状況の異なる様々な人たちがお互いを尊重しながら、生活を送ることができるまちづくりを行うことが必要です。生活困窮者や障がい者、ひとり親家庭の子どもに対しても、一人ひとりが理解をし、違いを受け入れながら、皆が同じように社会に参画できる環境づくりを目指します。

そのためには、各関係団体との連携や障がい者、ひとり親家庭への支援制度の充実など、より対象者に寄り添った取組を実施しなければなりません。

また、少子化が進行する中で、子どもを取り巻く環境は、家庭によって著しく異なることから、子どもの命や権利を尊重しつつ、子どもに対して健やかに育つ環境づくりを行っていくとともに、共働き世帯も含めた全ての子育て家庭を対象にした幅広い支援対策の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

更には、老後も安心して生活を営めるよう、順次改正されていく年金制度の正しい理解に向けて広報活動の実施を行うとともに、国民年金の加入促進、未納者解消に向けた広報活動の推進など、年金制度への対応を推進します。

施策の体系

1. 社会保障の充実

- (1) 生活困窮者対策
- (2) 障がい者（児）福祉
- (3) 子育て支援
- (4) ひとり親家庭の支援
- (5) 年金制度への対応



施策2. 保健・医療体制の充実

基本的な方向性

地域保健、地域医療を取り巻く状況は、高齢化の進行、好ましくない生活習慣による慢性疾患の増加や、より多種・多様なサービスを希望する住民ニーズにより大きく変化するなか、快適な日常生活の基盤となる心身の健康に対する市民の関心は大きくなっています。健康で明るい日常生活を営むことは市民共通の願いであり、活力があり元気な郷土づくりの基本的な条件です。

このため、市民の健康づくりと健（検）診体制の強化に努め、健康管理、疾病の予防及び早期発見・早期治療の推進を図り、市民一人ひとりが自ら健康を守っていく環境づくりに取り組みます。また、高齢化、過疎化が進む本市においては、地域医療体制及び介護サービス提供体制の確保は重要な課題であり、医療機関、介護サービス事業者をはじめとする関係機関の理解と協力を得ながら、保健・医療体制の確保・充実に努めます。

施策の体系

2. 保健・医療体制の充実

- (1) 地域保健の推進
- (2) 健康増進対策
- (3) 疾病対策
- (4) 地域医療の維持・確保
- (5) 国民健康保険
- (6) 後期高齢者医療保険
- (7) 介護保険



施策3. 高齢社会への対応

基本的な方向性

本市では、65歳以上の高齢者が人口に占める割合である高齢化率が44.2%（平成28年1月末日現在）と、2人に1人が高齢者という状況であり、独居高齢者世帯が高齢者世帯の約4割を占めています。また、60歳以上の人口割合は52.9%となっており、今後は市の人口減に伴い高齢者数自体も緩やかに減少に転ずると予想されますが、高齢化率は今後も増加傾向が継続し、核家族化や若者の流出などによる地域での高齢者のみの世帯や独居高齢者の増加が懸念されます。

このような状況のなか、高齢者福祉の充実とともに、高齢者の介護予防及び認知症対策を図り、高齢者が住み慣れた地域で元気で健やかに生活できる地域づくりを進める必要があります。

こうした課題を踏まえ、高齢者が人生経験を活かし積極的に社会参加できる機会や場所を設け、自らが生涯学習や生産活動、生きがい、健康づくりに取り組むことができる体制整備を促進・支援し、地域で高齢者が元気に生活できる環境づくりに取り組みます。また、社会福祉協議会をはじめ、県、市内社会福祉法人等、関係機関、関係団体と連携を図りながら、介護予防の体制整備及びサービスの充実に努め、介護保険サービスと合わせ、きめの細かい持続可能で安定的な福祉サービスの提供に取り組みます。

施策の体系

3. 高齢社会への対応

- (1) 高齢者福祉の充実
- (2) 介護予防の推進
- (3) 認知症対策
- (4) 生きがいと健康づくり



施策 4. 人権尊重のまちづくり

基本的な方向性

本市では、平成 5 年に「人権擁護都市」を宣言し、平成 10 年には、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、真に人権が尊重される地域社会の実現を目指して「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例」を制定しました。そして、この条例に基づき平成 12 年に策定した「人権を尊重する社会づくり行動計画」を改定し、平成 24 年 3 月に「人権を尊重する社会づくり行動計画 2012」を策定し、地域社会が抱える人権課題の解消に向け取り組んできました。

しかし、現代社会においては、今なお様々な人権問題（同和問題・子ども・女性・高齢者・障がい者・外国人・HIV 感染者等・犯罪被害者等・インターネットによる人権侵害・災害と人権）があり、解決すべき課題が多く残されています。これらの課題解決に向け、市民一人ひとりが自ら考え行動し、人間の尊厳と人権が尊重される社会づくりに取り組んでいかなければなりません。特に同和問題は基本的人権の根幹にかかわる重大な問題であり、行政と関係機関との連携を深め、その解消に取り組まなければなりません。

このため、すべての市民が人権について正しく理解し、人権意識を高め、人権が尊重される社会を築くために行動することを目的として、家庭、教育機関、地域社会において、粘り強く継続して人権教育、啓発活動を推進し、一人ひとりが認め合い支え合い、ともに輝き、人にやさしいまちづくりに努めます。

施策の体系

4. 人権尊重のまちづくり

- (1) 人権意識の高揚
- (2) ユニバーサルデザインの推進

施策 5. 男女共同参画のまちづくり

基本的な方向性

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき平成 17 年に「土佐清水市いきいきライフプラン（男女共同参画プラン）」を策定し、また、平成 24 年に改訂版として「とさしみず男女共同参画推進プラン」を策定、男女の性別にとらわれることなく個性と能力を発揮できる社会の実現に取り組んできました。

しかしながら、未だ性別により役割が固定化されたり活動分野が区別される状況です。このため、出産・育児・介護制度など働く環境の整備、女性のための研修・学習機会の提供、家庭や地域・職場での男女共同参画意識の浸透、管理職や委員への女性の登用など、更なる取組が求められています。

一人ひとりが男女共同参画への認識を深め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や家庭、企業、地域社会などでの男女共同参画社会の実現に向け、基本理念の浸透や制度の普及・啓発に取り組むとともに、人材の育成や相談体制の充実、環境整備に努めます。

施策の体系

5. 男女共同参画のまちづくり

- (1) 男女共同参画プランの推進

施策 6. 消費者保護

基本的な方向性

近年「オレオレ詐欺」や「不当請求」等の様々な悪質商法が問題となっています。電話に加え、インターネットなどを介して、手口も多種多様になり、その対応策が求められています。まずは消費者一人ひとりに対して、このような悪質商法等のトラブルに合わないための啓発活動が必要ですが、もしトラブルに巻き込まれたときに気軽に相談できる環境づくりも必要です。これまでも高知県立消費生活センターや幡多広域消費生活センター、警察等の関係機関と連携しながら対策を講じてきましたが、今後も悪質な案件の増加が見込まれることから、情報提供の徹底や防止等の啓発活動を推進し、消費者保護に努めます。

施策の体系

6. 消費者保護

└── (1) 消費者保護対策の強化



第5章

基本目標5 豊かなところとからだを育むまちづくり

施策1. 学校教育の充実

基本的な方向性

少子高齢化の進行や核家族、ひとり親・共働き家庭の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、地域や家庭の教育力の低下が懸念されるなか、生活習慣の乱れやいじめ、不登校など子どもたちが抱える問題も複雑化しています。これまでも増して「生きる力」の育成に向けた「確かな学力」や学ぶ意欲の醸成、社会変化に柔軟に対応できる資質や能力の育成などに努めていくために、引き続き学校、家庭、地域社会の三者が、連携・協力して「開かれた学校づくり」を推進します。また、今後も児童生徒の減少は続くものと推測され、学習指導要領に沿った教育課程及び学校運営の諸課題についても適切な対応を図り、統合を含めた学校規模の適正化に努めるとともに、学校と連携して需要等を踏まえた施設整備を図ります。

施策の体系

1. 学校教育の充実

- (1) 学校教育の充実
- (2) 学校施設の整備・維持管理

施策2. 生涯学習の推進

基本的な方向性

生涯学習は、教育基本法の理念として位置づけられている学校教育や家庭教育を含む社会教育にとどまらず、幼児教育や自己学習まで含めた最も広範な定義です。

乳幼児から高齢者まで、すべての市民を対象に生涯にわたって「あらゆる機会にあらゆる場所」で学習する機会を提供するため、様々な施策を展開し「すべての市民が多様な個性・能力を伸ばし、自己の人格を磨くことで充実した豊かな人生を主体的に切り拓くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして共に支え合い・高め合い・社会に参画することのできる生涯学習社会」の実現を目指します。

施策の体系

2. 生涯学習の推進

- (1) 社会教育環境の充実
- (2) 子どもの健全育成と居場所づくり
- (3) 文化財の保護と活用
- (4) 生涯スポーツの振興

施策3. 子どもたちを育む

基本的な方向性

現代社会では、社会情勢が大きく変わったことで、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。地域社会とのコミュニケーション不足や、地域教育力の低下により、人と人とのつながりが薄れてきています。また、携帯電話の普及率が大幅に上がり、青少年も携帯電話を所有することが多く、スマートフォンなどからインターネットを利用し、有害情報の閲覧が増加しているほか、犯罪被害に巻き込まれる危険性は増大しています。

青少年の健全な育成環境を守るためにも、家庭、地域社会、学校、各関係団体が連携・協力することで、子ども一人ひとりが孤立しない指導をする必要があります。教育研究所、適応指導教室、少年補導センターが連携することにより教育センターが中核となり、子どもたちの成長を支援するほか、スクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、一人ひとりの子どもに寄り添いながら、子どもたちの抱える問題に対応し、子どもたちを育む環境づくりを推進します。

施策の体系

3. 子どもたちを育む

- (1) 教育センターの機能強化
- (2) 青少年の健全育成



第6章

基本目標6 協働による持続可能なまちづくり

施策1. 市民のための行財政運営

基本的な方向性

本市の財政運営は、急速な少子高齢化に伴う医療費等の社会保障費の増加や税収入の低迷により、厳しい財政状況が続いています。そのため、職員の業務の効率化や組織機構の効率運営、職員の適正人数の配置等を行い、行財政の改善につなげます。また、情報化に関する職員の研修や啓発活動に加え、情報化社会の対応に努めます。更に、市民の生活行動圏の拡大や地域の共通の課題に対して広域的な見地から対応するために広域行政が必要とされていますので、幡多広域を中心とした近隣市町村との連携により、課題の共有と解決を行い、効率的かつ持続可能な行財政運営を目指します。

施策の体系

1. 市民のための行財政運営

- (1) 組織機構の効率化
- (2) 定員管理の適正化
- (3) 市民のための行政運営
- (4) 持続可能な財政運営
- (5) 情報化への対応
- (6) 広域行政の推進

施策2. 市民に開かれた市役所づくり

基本的な方向性

近年は、インターネットを通じて、様々な情報を入手することができるようになり、行政に関しても調べたいときにすぐに調べられる世の中になりました。しかし、市民にとって、まだまだ市役所という場所は身近な存在になっておらず、市民のまちづくりに関する興味関心は高くないというのが現状です。そのため、広聴広報活動の充実や情報公開・情報共有の推進を通じて、市民に開かれた市役所づくりを目指します。また、市民がまちづくりに参画する機会を多く提供し、市民一人ひとりが当事者意識をもって、まちづくりに関わるができる環境づくりに努めます。

施策の体系

2. 市民に開かれた市役所づくり

- (1) 広聴広報活動の充実
- (2) 情報公開・情報共有の推進
- (3) 参画の機会づくり

施策3. 姉妹都市交流の促進

基本的な方向性

国際化が進み、日常生活のなかで様々な国の人やモノ、文化に触れる機会が増えました。本市は、郷土の偉人であるジョン万次郎の縁で、アメリカ合衆国マサチューセッツ州フェアヘブンとニューベッドフォード、沖縄県豊見城市の3都市と姉妹都市盟約を締結しています。姉妹都市との交流により、国際社会への認識、理解の促進、多文化との交流による郷土愛の育成、地域アイデンティティの確立につなげ、世界に通用する人材づくりを目指します。また、多文化交流によって見聞を広め、その知識や経験を本市のまちづくりに還元できるよう姉妹都市交流を促進します。

施策の体系

3. 姉妹都市交流の促進

- (1) 姉妹都市交流の深化・発展

施策4. みんなで地域づくり

基本的な方向性

高齢化や過疎化が進むなかで、地域での自治活動もあり方を問われるようになりました。若い世代では、仕事や育児等により自治活動に関わる時間が十分に確保できないほか、活動が面倒と感じる人が多いなどの問題がある一方、高齢者は現在の自治活動では物足りないと感じているなど、世代間による意識ギャップもあります。

地域における連帯感が希薄化しているなか、市民一人ひとりのまちづくりへの参画意欲を増大させるために、地域コミュニティの維持、活性化に努めます。

更に、より地域がまとまって地域を運営していくために、生活サービス機能や地域活動の場等を上手くつないだ仕組みづくりが求められており、地域におけるこれらの拠点づくりに努めます。

また、NPO組織、市民、企業等の協働によって公共サービスを実現する体制として「新しい公共」という考えも方も出てきており、ボランティア活動とも一体となって地域づくりを進めます。

施策の体系

4. みんなで地域づくり

- (1) 地域コミュニティの維持・活性化
- (2) 小さな拠点づくり
- (3) ボランティア意識の醸成

施策5. ジオパークの推進

基本的な方向性

本市では、郷土の誇りの醸成と地域の振興・活性化などを目的として、平成 29 年度の日本ジオパーク認定を目指しています。

本市にある多様な地域資源を保全しながら、自然環境・歴史・文化などと併せ、教育・観光・防災等に活用し広く発信することで、地域の活性化につなげます。また、地域住民、各種団体、行政が相互に連携協力することで、郷土の誇りの醸成と持続可能な地域社会の発展のために活動を推進します。

施策の体系

5. ジオパークの推進

- (1) 保全・教育・研究活動の推進
- (2) 運営体制の強化
- (3) 地域の持続的な発展とジオツーリズム

施策6. 未来への人づくり

基本的な方向性

少子高齢化、若者の流出等の影響で、本市の人口は減少傾向にあります。今後活力あるまちづくりを行うためには、その原動力となる人材の育成が必要です。郷土愛の醸成や地域活性化に関する問題意識の共有化を図るとともに、まちづくりに関する具体的な戦略を立案し、行動していくリーダー、市民によるボランティア団体や NPO 組織、民間企業等をまちづくりの活動に巻き込むファシリテーターの存在が求められています。幼少期からの地域活動への参加や市民との交流に加え、市外県外の人材との交流や地域活性化に関する研修や講習会の開催等を通じて、まちづくりに興味関心を持ち行動できる人材の育成を目指します。

施策の体系

6. 未来への人づくり

- (1) 人材の育成



施策7. 移住・定住促進

基本的な方向性

少子化や若者の流出によって加速している人口減少を食い止めるには、切れ目ない移住・定住促進に対する取組が重要です。本市に興味を持ってもらえるよう情報発信の強化とともに、移住に興味のある方への仕事や住居の相談窓口の設置や制度の充実、移住後のフォローなど、興味関心の喚起から移住・定住促進まで一連のフォローが必要となります。

子どもから高齢者まで、様々な年代の人が魅力を感じるまちづくりに加え、空き家等の確保対策や人財誘致の推進を行います。また、人々の変わりゆくライフスタイルのなかで、住民・移住者にとって必要なものを把握し、制度や環境の整備等を迅速に対応していくことが求められます。他市にはない本市の魅力創造によって差別化することで、移住・定住促進につなげます。

施策の体系

7. 移住・定住促進

- (1) 空き家等確保対策
- (2) 魅力あるまちづくり
- (3) 人財誘致の推進
- (4) 情報発信の強化

施策8. 人口減少に歯止めをかける

基本的な方向性

昭和60年頃には約 1.9 だった本市の合計特殊出生率は、1.37 まで減少しており、人口置換水準の 2.07 と比べて著しく低い値となっています。

その背景には若者の晩婚化に加え、恋愛を面倒と感じる人たちも増加しており、未婚率の上昇があげられます。また、結婚願望はあっても経済面の不安などから結婚に踏み切れない人や、子どもをもう一人出産したいと思っても教育費や育児等の心配から、出産を踏み止まってしまう人もいると考えられます。

結婚したいと思う人が結婚でき、出産・育児がしたいと思う人がその願いを実現できるよう、出会いの場の創出や妊娠・出産・育児に関する制度面の充実、育児環境の整備や父親の育児参加等の啓発活動を行うことで、人口減少に歯止めをかけます。

施策の体系

8. 人口減少に歯止めをかける

- (1) 出会い・結婚・出産・子育てへの対策